

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年三月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年五月二十七日奈良県指令建第一〇六一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月二十五日建第九七五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市南藤井八三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一二番七号

高栄ハウジング株式会社 代表取締役 溝口栄一

一 許可番号

令和二年十月五日奈良県指令建第一〇六一一六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月二十六日建第九七五九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年二月二十六日建第五六五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字吉井五二番一、五二番四の一部、五二番五、五二番六、五二番七、

五二番八、五二番九、五二番一〇、五二番一一及び五二番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町五丁目六番二九号

株式会社アイトーホーム 代表取締役 飯原泰弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字吉井五二番一及び五二番四の一部

水路 大和高田市大字吉井五二番一及び五二番四の各一部